

# 神栖市の入札・契約制度の改正について

令和7年5月1日

神栖市契約検査課

近年の工事費の上昇と令和7年2月1日に施行された改正後の建設業法施行令の内容を踏まえ、また、神栖市の等級別発注バランスの均衡を図ることから、入札・契約制度について以下のとおり一部見直しを行いました。

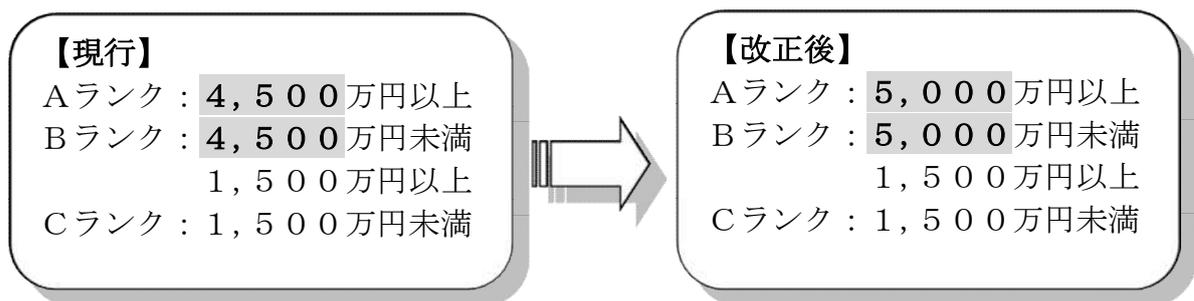
これに伴う関係例規の改正を令和7年5月1日付で行い、施行日を令和7年10月1日とし同日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用して参ります。

※建設業法施行令の改正内容（施行日：令和7年2月1日）

特定建設業の許可が必要となる下請代金の額が4,500万円から**5,000万円**（建築工事は7,000万円から**8,000万円**）に引き上げられました。

## 1 建設工事（土木一式、建築一式、舗装）に係る等級別の工事請負基準額

現在、Aランクの対象範囲を4,500万円以上、Bランクの対象範囲を1,500万円以上4,500万円未満としておりますが、施行日以降は、Aランクの対象範囲を**5,000万円以上**、Bランクの対象範囲を1,500万円以上**5,000万円未満**とします。



※ 総合数値の基準は従来のとおり

## 2 適用時期

**令和7年10月1日以降**に、入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用します。